

平成30年（行コ）第35号
石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件
控訴人ら 岩下和雄 他
被控訴人 国

2019年3月11日

福岡高等裁判所 第4民事部 御中

治水関係準備書面要旨

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 平山博久

私からは、治水に関して提出した第4準備書面の要旨を述べさせていただきます。

第1 はじめに

控訴答弁書における被控訴人の主張は、基本的に原審における主張を繰り返すのみであり、控訴人らの主張に対する実質的な反論をしようとしていません。ダムの必要性を検討するために求めてきた求釈明にも一切応じません。被控訴人がかかる態度を取る理由は、控訴人らの主張に正面から議論をしたり、控訴人らの求釈明に回答をしたりすれば、石木ダムが不要であることが明らかになってしまうからです。すなわち、控訴人らの主張内容に合理性があることが明らかとなるからに外なりません。

第2 計画規模関係について

1 被控訴人主張

被控訴人は、計画規模につき1/100が妥当であると主張しています。その論拠は、昭和23年9月11日の24時間雨量は407.7ミリメートル、川棚川流域平均雨量は384.2ミリメートルでほぼ1/80相当であるという点です。

2 昭和33年に設定された1/30との計画規模

しかし、昭和33年に計画規模を設定した際には、既往実績最大である昭和31年8月の実績洪水に対応するとされており、昭和23年9月洪水は既往最大洪水とされていません。また、昭和33年当時既往最大とされた昭和31年8月の洪水を元に設定された計画規模は1/30でした。

よって、①昭和33年当時、既往実績最大であった昭和31年8月洪水自体、(分母の値が)1/30を超えるものではなかったはずですし、②最大ですらなかった昭和23年9月洪水の降雨量は、分母の値が1/30より小さい数値であった

ことは明らかです。

3 川棚川日雨量観測所の雨量データ

そして、この昭和 23 年 9 月洪水の際の日雨量観測値では、9 月 10 日から 11 日の合計雨量ですら 248.5 ミリに過ぎません。すなわち、長崎県が試算している 384.2 ミリ（1 / 80）よりも大幅に少ないのです。

また、昭和 31 年 8 月 27 日洪水の 279.5 ミリの降雨確率は 1 / 15 とされていますから、これより少ない降雨量であった昭和 23 年 9 月洪水の雨量はこの 1 / 15 をも（分母の数値が）下回る確率であったことが明らかになっています。

このため、昭和 23 年 9 月洪水を基礎として計画規模を 1 / 100 と判断した長崎県の判断が、過去の降雨や計画規模と正面から矛盾するものであって、ダムありきで恣意的に導き出されたものであることは明白です。

4 氾濫面積算定の基礎とした河道が昭和 50 年当時のものでないこと

加えて、控訴人らは、当時の航空写真を基礎として氾濫面積算定の基礎とした河道自体の問題を指摘しており、正確な縮尺にて当時の航空写真と長崎県が用いた河道の状況との違いを明らかにしました。

したがって、被控訴人の指摘するような正確性への疑義など差し挟む余地はなく、基礎とされた河道は昭和 50 年当時のものではないことは明らかです。

第 3 基本高水流量関係について

ここでは、技術基準における降雨強度の検討が必要な時間が 1 時間か 3 時間かが問題となっています。その時間は、洪水到達時間によって判断をすることになるのですが、この洪水到達時間は、雨の降り方によって異なってきます。

しかし、長崎県は個別の降雨分布に応じた洪水到達時間はあえて用いず、流域状況と複数の降雨データを使い、かつ不合理に数値を操作して作出したものをしています。

そして、長崎県が用いた降雨波形を基礎として算出した流量のピークと降雨量のピークとの差異は約 1 時間です。すなわち、基本高水流量を設定した際に用いた降雨波形では、洪水到達時間は 1 時間なのです。

この 1 時間あたりの降雨の超過確率を検討した場合、基本高水流量と同じ流量が生じる確率は、500～1000 年に一度しかないのですから、計画規模の 1 / 100 年どころではない裁量を逸脱した異常な確率であることは明白です。

第 4 費用便益比について

この点、被控訴人は、控訴人らが引用した書証が平成 27 年度に作成された資料だから、平成 25 年の事業認定処分後の事情だなどと主張して、全く反論をしようとしません。

しかし、控訴人らが主張した「ダムにかかる費用」と「地域住民が享受する利益」を比較した場合に費用が圧倒的に上回るという問題は、平成 27 年度に新た

に生じた事情ではありません。事業認定より前の平成 23 年度に作成された資料中でも、①ダム事業そのものの便益は事業全体の便益の僅か 2 割 6 分程度に止まっていますし、②河川の流量維持との地域で全く必要とされていない不特定便益を過剰に加算し、③不特定便益をすでに生じているものとされており。

このように、ダム本体による便益は、明らかにその建設に必要となる費用を下回るわけですから、この点についてもダムありきの事業であったこと、裁量を逸脱していることが明確となっています。

第 5 石木ダムの効果について

1 1 m の余裕高など必要性がないこと

控訴人らは、① 1 m の余裕高を堤防高が下回る区間でも、その高さは最大約 40 cm 程度であり、②流量が計画高水流量を超えてから計画高水流量に戻るまでの時間は、約 40 分に過ぎず、③ダムがなくとも計画堤防高の堤防さえ整備が完成すれば基本高水流量を流すことができる旨を主張してきました。

これらの具体的な問題点の指摘に対して、原判決では具体的な検討をしておらず、かつ被控訴人らの答弁書においても具体的な反論はなされていません。

2 得られる利益を課題に、失われる利益を過小に評価

そして、ダム建設の効果は、100年に1度、約40分間、約40cmの水位の調整ができるというものにすぎず、まだ他の治水手段で代替できるものです。

他方、ダムにより失われるものは、控訴人らの長年にわたる歴史・社会・文化・生活・生業など重要かつ多岐に渡ります。このような極めて重要な権利が不要な事業によって理不尽に奪われることは許されません。

3 代替案・内水氾濫等について

また、このような流下能力不足部分を補う河床掘削等による代替案の検討は全くしておらず、その河床掘削による支障については何ら具体的な問題点の指摘はありません。さらに、内水氾濫・支流氾濫については、川棚川の水位が下れば被害軽減が期待されるなどと根拠を欠く希望的観測を述べるに止まります。

第 6 結論

これらいずれの観点からも、やはり治水面においても本件事業認定は著しく裁量権を逸脱した違法なものであることは明らかです。裁判所におかれては、被控訴人らの主張している形式論ではなく、実質的な観点から、本件ダム事業が本当に必要な事業であるか否か、ご検討をお願いいたします。

そうすれば、必ず、石木ダムは不要であるとの結論にたどりつくはずです。

以上